

別海町議会会議録

第1号（平成23年5月10日）

○議事日程

日程第 1			仮議席の指定
日程第 2			会議録署名議員の指名
日程第 3	選挙第 1号		議長選挙について
日程第 4			会期決定の件
日程第 5	選挙第 2号		副議長選挙について
日程第 6			議席の指定
日程第 7			常任委員会の選任について
日程第 8			議会運営委員会委員の選任について
日程第 9	選挙第 3号		根室北部消防事務組合議会議員の選挙について
日程第 10	選挙第 4号		中標津町外2町葬斎組合議会議員の選挙について
日程第 11	選挙第 5号		根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
日程第 12	同意第 3号		別海町副町長の選任について
日程第 13	同意第 4号		別海町監査委員の選任について
日程第 14	議案第 32号		工事請負契約の締結について
日程第 15			議会広報特別委員会の設置について
日程第 16			委員会開催の承認について

○会議に付した事件

日程第 1			仮議席の指定
日程第 2			会議録署名議員の指名
日程第 3	選挙第 1号		議長選挙について
日程第 4			会期決定の件
日程第 5	選挙第 2号		副議長選挙について
日程第 6			議席の指定
日程第 7			常任委員会の選任について
日程第 8			議会運営委員会委員の選任について
日程第 9	選挙第 3号		根室北部消防事務組合議会議員の選挙について
日程第 10	選挙第 4号		中標津町外2町葬斎組合議会議員の選挙について
日程第 11	選挙第 5号		根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
日程第 12	同意第 3号		別海町副町長の選任について
日程第 13	同意第 4号		別海町監査委員の選任について
日程第 14	議案第 32号		工事請負契約の締結について
日程第 15			議会広報特別委員会の設置について

○出席議員（18名）

1番	木嶋悦寛	2番	松壽孝雄
3番	森本一夫	4番	今西和雄
5番	西原浩	6番	杳澤昌廣
7番	小林敏之	8番	安部政博
9番	瀧川榮子	10番	山田信
11番	丹羽勝夫	12番	松原政勝
13番	戸田博義	14番	戸田憲悦
15番	中村忠士	16番	佐藤初雄
副議長	17番 安田輝男	議長	18番 渡邊政吉

○臨時議長（1名）

17番 安田輝男

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	水沼猛	副町長	磯田俊夫
教育長	山口長伸	代表監査委員	鈴木英世
監査委員	下川原洋	選挙管理委員長	高崎好蔵
教育委員長	大塚保男	農業委員会会長	松田寅義
総務部長	小守正	福祉部長	田村秀男
教育部長	根本幸三	監査委員事務局長	半田雅代
農委事務局長	森本哲男	病院事務長	真籠毅
会計管理者	上月昭彦	総務部次長	有田博喜
福祉部次長	笠原悦雄	福祉部次長	松本光永
産業振興部次長	土井一典	建設水道部次長	大島登
総務課長	宮部正好	総合政策課長	有田博喜
図書館長	中川浩		

○議会事務局出席職員

事務局長 佐藤次春 主幹 山田一志

○会議録署名議員

5番	西原浩	6番	杳澤昌廣
7番	小林敏之		

◎臨時議長の紹介・あいさつ

○議会事務局長（佐藤次春君） おはようございます。議会事務局長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

それでは、年長の安田輝男議員を御紹介します。

安田議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（安田輝男君） ただいま紹介されました安田でございます。よろしくお願いたします。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職を行います。どうぞよろしくお願いたします。

◎町長あいさつ

○臨時議長（安田輝男君） まず、町長からごあいさつをいただきます。

町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

本日の臨時会につきましては、統一選挙後の初議会として招集をさせていただきました。まずは、本日ここに新しく就任されました議員の皆様にごあいさつを申し上げる機会をいただきましたことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

去る4月24日に執行されました町長並びに町議会議員の選挙に当たりまして、議員の皆様方におかれましては、めでたく御当選の榮譽に浴され、本日初の議会を開催する運びとなりましたことは、まことに喜びにたえないところであります。

私も2期目の町長として就任をさせていただくことになりましたが、初心を忘れることなく、町民の皆様との対話を大切に、謙虚で清潔な政治姿勢を貫いていきたいと、その思いを新たにいたしているところでございます。

また、自治基本条例を協働のまちづくりにおける最高規範と位置づけ、第6次総合計画を着実に推進しながら、別海町の将来像としている「笑顔あふれる 豊かさ実感のまちべつかい」を目指して誠心誠意努力をする所存でございます。

議員各位におかれましても、何とぞ温かい御理解のもと、町民の皆様方の福祉向上、町政の発展のために御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

さて、別海町の財政状況につきましては、今さら申し上げるまでもなく非常に厳しいものがございます。平成22年度末で町が抱える町債借金は約238億円に達しており、ここ数年でその残高を減少させてきてはおりますが、現在進めております病院建設のほか、今後、特別養護老人ホーム、また、生涯学習センターの建設、小中学校の建てかえ等々、公共施設の整備を中心に、まだまだ多くの財源を必要とする事業が山積しておりまして、与えられた任務の中で徹底した歳出の見直しを図っていく必要があると考えているところでございます。

また、このたびの東日本大震災の影響により、国の財政状況もさらに厳しさを増しており、一般会計予算総額の47.4%を地方交付税が占めている本町にとりましては、今後の国における地方財政対策のあり方によっては非常に厳しい財政運営も予想されておしま

す。このようなことから、本当に必要なもの、緊急性、重要性を見きわめながら全事業を見直し、新たな行財政改革にも取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位の一層の御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

結びとなりますが、議員各位、そして私ともに目指すところは同じであると思いますが、町民の皆さんが幸せで安心して生活できる住みよいまちづくりを目指して、ともに全力で邁進していきたいと考えております。どうか議員各位におかれまして、ますます御健勝で御活躍くださいますよう祈念をいたしまして、私のあいさつといたします。

どうぞこれから4年間、よろしく願いいたします。

○臨時議長（安田輝男君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

開会 午前9時57分

◎開会宣告

○臨時議長（安田輝男君） ただいまから、平成23年第3回別海町議会臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（安田輝男君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（安田輝男君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、臨時議長において指名いたします。

西原議員、沓澤議員、小林議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第3 選挙第1号

○臨時議長（安田輝男君） 日程第3 選挙第1号議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（出入り口閉鎖）

○臨時議長（安田輝男君） ただいま出席している議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条の規定により、立会人に、安部政博議員、瀧川榮子議員、山田信議員を指名いたします。

次に、選挙に入りますが、その前に、事務局長に選挙の方法等について説明をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（佐藤次春君） 選挙を行うに当たりまして、関連法規などについて簡単

に御説明申し上げます。

まず、選挙の方法ですが、地方自治法第118条で投票による選挙または指名推選の方法を用いることができることとなっています。

指名推選は、投票を行っても同一の結果が得られるという場合に限り認められる方法であり、指名推選によること、だれが指名人になるか、当選人となる者、このいずれの段階でも一人の異議もないときに成立いたします。

投票による選挙を行う場合は、公職選挙法の規定の一部が準用されます。

その内容につきましては、まず1点目、選挙人は投票用紙に候補者一人の氏名を自書し、これをみずから投票箱に入れなければなりません。なお、記載は自席で行い、投票は議長の手配によることとなります。

2点目、投票用紙には選挙人の氏名を記載してはならない。これは無記名投票ということになります。

次に3点目、身体の障害などにより記載することができない場合は、代理投票ができることになっています。代筆は、議長が定めた者となります。

4点目、無効投票についてですが、次に該当する場合は無効となります。1、所定の用紙を用いないもの。2、候補者となることができないものの氏名を記載したもの。これは、議員の中から選挙するとなっていますので、議員以外の氏名を記載したものは無効となります。3、1枚の投票用紙に二人以上の氏名を記載したもの。4、被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの。例えば、投票開始前に何らかの理由で被選挙権を失った議員に対する投票は無効というものであります。5、候補者の氏名のほか、他事を記載したものの。ただし、職業、身分、住所、または敬称の類を記入したものは無効ではないとなっています。しかし、余分なことは記載しないということで御協力をいただきたいと思えます。6、候補者の氏名を自書しないもの。これは、代理投票ではなく、他人に書いてもらったものや名刺を切って張ること、ゴム印を押すようなことは無効であるということになります。7番目、だれを記載したか確認しがたいもの。したがって、丁寧にはっきりと書いていただきたいと思えます。8番目、公職選挙法第68条に明文化されていませんが、白紙投票や記号、符号、番号を記載したものは無効となります。

大きな5点目、当選人についてであります。

有効投票の過半数を得て、かつ法定得票数以上である場合に当選人となります。法定得票数は、有効投票数を定数で割って4分の1を掛けたものを言います。例えば、議長選挙において有効投票が18票ある場合は、有効18割る定数1掛ける4分の1は4.5票で、5票が法定得票となります。法定得票数に達しない場合には、繰り返し選挙を行うこととなります。

2、上位得票が同数の場合は、くじで決めることとなっています。そのような場合には、改めて御説明いたします。

また、公職選挙法が適用されないため、無効となる場合もあります。例えば、同一の姓の候補者が2人以上ある場合において、その氏のみ記載された票は無効となります。つまり、議会で行う選挙は、公職選挙法第68条の2の有効得票数に応じた案分規定は準用されないことになっていますので注意願います。

次に、当議会の会議規則との関係について御説明いたします。

会議規則第26条で、議会で選挙を行うときは、議長はその旨を宣言することになっています。

会議規則第27条では、選挙を行う宣言を行った際に議場にいない議員は、選挙に加わることができないことになっています。したがって、無用意に席を立たないようお願いいたします。

このほかに、投票方法について御説明いたします。

投票用紙は、議長の指示により事務局職員が配付いたします。記載は自席でお願いいたします。投票は、議長の指示により、1番から順次点呼しますので、正面に用意した投票箱に投票願います。なお、投票は、正面に向かって右回りでお願いいたします。

最後に、選挙の異議申し立てについて御説明いたします。

選挙の異議申し立ては、投票直後から次の議題に入るまでに行わなければ効力がないと行政実例で示されております。

以上で、選挙関連の規定及び進め方についての説明を終わります。

○臨時議長（安田輝男君） 次に、投票用紙を配付いたします。
事務局員。

（投票用紙配付）

○臨時議長（安田輝男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
（「なし」の声あり）

○臨時議長（安田輝男君） なしと認めます。
投票箱を点検します。

（投票箱点検）

（「異状なし」の声あり）

○臨時議長（安田輝男君） 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は単記無記名です。
投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。
点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○議会事務局長（佐藤次春君） それでは、点呼いたします。

1番木嶋議員、2番松壽議員、3番森本議員、4番今西議員、5番西原議員、6番沓澤議員、7番小林議員、8番安部議員、9番瀧川議員、10番山田議員、11番丹羽議員、12番松原議員、13番戸田博義議員、14番戸田憲悦議員、15番中村議員、16番佐藤議員、18番渡邊議員、17番安田議員。

○臨時議長（安田輝男君） 投票漏れはございませんか。
（「なし」の声あり）

○臨時議長（安田輝男君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。

開票を行います。安部議員、瀧川議員、山田議員、開票の立会をお願いいたします。

（開 票）

○臨時議長（安田輝男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票18票、無効ゼロ票であります。有効投票のうち、松原議員8票、中村議員2票、渡邊議員8票、以上のとおりで、この選挙の法定得票数は5票でございます。

選挙の結果、松原議員と渡邊議員の得票数は8票で、最多得票数で同数であります。かつ、法定得票数以上となっております。

得票数が同数である場合は、公職選挙法第95条の規定により、選挙長がくじで決めることになっております。したがって、くじによって当選人を決めることといたします。

くじの方法について説明いたします。

最初にくじを引く順番を決めるため、くじを引きます。その後、当選人を決めのくじを引きます。

それでは、松原議員、渡邊議員、正面までおいでください。

(松原議員、渡邊議員が正面へ出る)

○臨時議長(安田輝男君) 最初に、くじの順番を決めるくじを引いていただきます。

(松原議員、渡邊議員、それぞれくじを引く)

○臨時議長(安田輝男君) くじの順番が決まりました。1番渡邊議員、2番松原議員であります。

次に、当選人を決めるくじを引いていただきます。

最初に、渡邊議員、次に松原議員であります。

くじを引いてください。

(渡邊議員、松原議員の順にくじを引く)

○臨時議長(安田輝男君) ただいま行われましたくじの結果について申し上げます。

渡邊議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(出入り口の閉鎖解除)

○臨時議長(安田輝男君) ただいま議長に当選されました渡邊議員に、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで、議長に当選されました渡邊議員から、議長当選のあいさつをいただきます。

渡邊議員、登壇願います。

○議長(渡邊政吉君) 一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、不肖、私が議員の皆様のお推挙によりまして議長の要職につくことになりました。まことに身に余る光栄でございます。衷心より厚く御礼を申し上げます。

私、この4年間、水沼町政下のもとで議長という大任を皆様の推挙をいただきまして尽くしてきたわけですが、何分、不肖の身でございます、自分としては一生懸命やったつもりではございますが、議員各位や理事者、あるいは職員の皆様から見れば、まだまだ物足りない4年間であったということは、私自身、肝に銘じております。私自身、議員生活20年を終えて6期目に向かうところでございますが、全く自分のふがいなさに今改めて反省をしているところでございます。この4年間は、皆様から御推挙をいただきましたことに対しまして、もう一度、初心に戻って一生懸命自分が与えられた職務に邁進するつもりでございます。

ただし、この要職は、私一人では到底できるものではございません。どうぞ議員各位の皆様、それから理事者、あるいは職員の皆様の温かい御協力をさらにさらにお願ひするものでございます。私自身いろいろな思いがございませぬけれども、皆様も同じだと思いません。町民の方が私ども議会議員に何を求めて行政に出してきたのでしょうか。もう一度、私を含め議員各位には胸に手を当てて、ここでもう一度じっくり考える必要性が私ども議会議員にはあるのではないかと、今改めて思っているところでございます。

議会議員という要職を肝に銘じて、私どもは町民のために何をしなければならないのか、行政のために何をしなければならぬのか、みんなでいろいろ思いはあろうか

と思いますけれども、どうぞ議員各位、一致団結してこれからやっていこうではありませんか。それを切に切にお願いして、議長の就任のあいさつにかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○臨時議長（安田輝男君） これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。御協力まことにありがとうございました。

渡邊議員、議長席にお着き願います。

（議長席に着席）

◎日程第4 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第4 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

この臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第5 選挙第2号

○議長（渡邊政吉君） 日程第5 選挙第2号副議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（出入り口閉鎖）

○議長（渡邊政吉君） ただいま出席している議員は、18名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人に、安部政博議員、瀧川榮子議員、山田信議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（渡邊政吉君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

（「異状なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（佐藤次春君） 1番木嶋議員、2番松壽議員、3番森本議員、4番今西議員、5番西原議員、6番沓澤議員、7番小林議員、8番安部議員、9番瀧川議員、10番山田議員、11番丹羽議員、12番松原議員、13番戸田博義議員、14番戸田憲悦議

員、15番中村議員、16番佐藤議員、17番安田議員、18番渡邊議員。

○議長（渡邊政吉君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

安部議員、瀧川議員、山田議員、開票の立会をお願いいたします。

（開 票）

○議長（渡邊政吉君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票18票、有効投票0票です。

有効投票のうち、瀧川榮子議員2票、戸田憲悦議員6票、安田輝男議員10票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

したがって、安田輝男議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（出入り口の閉鎖解除）

○議長（渡邊政吉君） それでは、ただいま副議長に当選されました安田輝男議員に、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで、副議長に当選されました安田輝男議員から、副議長当選のごあいさつをいただきます。

安田輝男議員、登壇願います。

○副議長（安田輝男君） 一言ごあいさつを申し上げます。

正直言いまして、私の頭の中は真っ白でございます。多々失礼とは存じますけれども、所信を申し述べさせていただきます。

今回、議員の皆様方の推挙により、副議長の重責につかせていただくことになりました。この上もない光栄と存じ、心から感謝を申し上げます。また同時に、その任務の重大さを痛感しているところでございます。

幸い、人格識見ともに卓越した渡邊政吉議員のもとでございます。さらに先輩、同僚議員の皆様方の御支援を心からお願いをいたします。また、議会が公正で、しかも円滑に運営されるよう、及ばずながら誠心誠意努力させていただく所存でございます。

本年の4月1日から町の自治基本条例が施行されております。これにつきましても、私みずから議員意識の改革を持って、この基本条例を心から熟知し、町民の皆様方に御理解いただきますように、私も精いっぱい努力する所存でございます。そして、別海町にこの基本条例が大木となり、各地域まで行き届きますように、そして実り大きい基本条例でありますように努力をしたいと思っております。

何とぞ皆様方の絶大な御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、まことに簡単措辞ではございますけれども就任のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） ここで、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 6 議席の指定

○議長（渡邊政吉君） 日程第 6 議席の指定を行います。

議席は、ただいま着席のとおり指定いたします。

◎日程第 7 常任委員会委員の選任について

○議長（渡邊政吉君） 日程第 7 常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。

常任委員会の構成については、先例に従い、町内を 3 地区に分け、別海東部地区、別海中央地区、別海西部地区とし、各地区から選考委員 2 名を選出し、これに議長、副議長が加わった選考委員会を設置いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、町内 3 地区からの委員 6 名と議長、正副議長による選考委員会を設置することに決定いたしました。

各地区からの選考委員 6 名については、さきに開催した全員協議会で決定しておりますので報告をします。

別海東部地区、松原政勝議員、西原浩議員。

別海中央地区、丹羽勝夫議員、安部政博議員。

別海西部地区、佐藤初雄議員、中村忠士議員。

以上のとおりであります。

直ちに選考委員会をお開きください。委員会室 1 を御使用ください。

ここで、暫時休憩いたします。

午前 11 時 18 分 休憩

午前 11 時 58 分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

常任委員会委員の指名を行います。

常任委員会委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり指名いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手元に配付した名簿のとおり指名することに決定いたしました。

それではここで、1 時まで休憩をいたします。

午後 0 時 02 分 休憩

午後 0 時 57 分 再開

○議長（渡邊政吉君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員会委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思ひます。

委員会を直ちにお開きください。

総務文教常任委員会は委員会室1、福祉医療常任委員会は委員会室2、産業建設常任委員会は委員会室3を御利用ください。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午後 0時58分 休憩

午後 1時13分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

まず、総務文教常任委員会、委員長に佐藤初雄委員、副委員長に丹羽勝夫委員、以上でございます。

次に、福祉医療常任委員会、委員長に松原政勝委員、副委員長に西原浩委員、以上です。

次に、産業建設常任委員会、委員長に小林敏之委員、副委員長に沓澤昌廣委員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第8 議会運営委員会委員の選任について

○議長（渡邊政吉君） 日程第8 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

それでは、議会運営委員会委員の指名を行います。

7番小林敏之議員、12番松原政勝議員、13番戸田博義議員、16番佐藤初雄議員、17番安田輝男議員、以上5名を指名いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思ひます。

委員会を直ちにお開きください。委員会室1を御利用ください。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 1時18分 休憩

午後 1時34分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中の議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

まず、委員長に戸田博義委員、副委員長に佐藤初雄委員、以上のとおり互選されました。

◎日程第9 選挙第3号

○議長（渡邊政吉君） 日程第9 選挙第3号根室北部消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

根室北部消防事務組合議会議員に、2番松壽議員、14番戸田憲悦議員、17番安田議員、18番渡邊議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、2番松壽議員、14番戸田議員、17番安田議員、18番渡邊議員を根室北部消防事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、2番松壽議員、14番戸田議員、17番安田議員、18番渡邊議員が、根室北部消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま根室北部消防事務組合議会議員に当選されました4名の議員に、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎日程第10 選挙第4号

○議長（渡邊政吉君） 日程第10 選挙第4号中標津町外2町葬斎組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

中標津町外2町葬斎組合議会議員に、3番森本議員、15番中村議員、17番安田議員、18番渡邊議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、3番森本議員、15番中村議員、17番安田議員、18番渡邊議員を、中標津町外2町葬斎組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、3番森本議員、15番中村議員、17番安田議員、18番渡邊議員が、中標津町外2町葬斎組合議会議員に当選されました。

ただいま中標津町外2町葬斎組合議会議員に当選されました4名の議員に、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

◎日程第11 選挙第5号

○議長(渡邊政吉君) 日程第11 選挙第5号根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

根室北部廃棄物処理広域連合議会議員に、5番西原議員、12番松原議員、17番安田議員、18番渡邊議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、5番西原議員、12番松原議員、17番安田議員、18番渡邊議員を、根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、5番西原議員、12番松原議員、17番安田議員、18番渡邊議員が、根室北部廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま根室北部廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました4名の議員に、本席か

ら、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここでお諮りします。

日程第12 同意第3号から日程第14 議案第32号までの3件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第12 同意第3号から日程第14 議案第32号までの3件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第12 同意第3号

○議長(渡邊政吉君) 日程第12 同意第3号別海町副町長の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長(水沼 猛君) 同意第3号別海町副町長の選任について御説明を申し上げます。

本件につきましては、現磯田俊夫副町長が、この5月14日をもって任期満了となりますが、1期の実績も踏まえまして、磯田俊夫氏を副町長に再任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

新たな任期については、平成23年5月15日から平成27年5月14日までの4年間でございます。

磯田氏については、現在、別海町別海常盤町39番地の1にお住まいで、昭和24年6月26日生まれの61歳でございます。

磯田氏の経歴につきまして、若干申し上げます。

昭和43年3月、北海道立中標津高校を卒業しております。その後、昭和45年、別海町役場に採用になり、税務課を皮切りに、農林課、生活環境課、総合スポーツセンター、財政課、税務課長補佐、議会事務局長補佐、平成11年からは議会事務局長、また平成18年からは福祉部次長として勤務の後、平成19年から平成23年までの4年間、副町長を務めました。

磯田氏は、行政に精通しておりまして適任者と考えておりますので、副町長に再任をいたしたく御提案申し上げた次第でございます。

どうか御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長(渡邊政吉君) 同意第3号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) ないようですので、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本件について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(山田議員 退席)

◎日程第13 同意第4号

○議長(渡邊政吉君) 日程第13 同意第4号別海町監査委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長(水沼 猛君) それでは、同意第4号別海町監査委員の選任について御説明を申し上げます。

本町の監査委員につきましては、識見を有する方として、鈴木英世氏、下川原洋の2名のほか、議員のうちから選任する監査委員として山田信議員をお願いをしておりましたが、議員のうちから選任をする監査委員につきましては、4月30日付で任期が満了となっておりますので、山田議員を再任いたしたく議会の同意をお願い申し上げる次第でございます。

新たな任期につきましては、平成23年5月10日から、本日であります、それから平成27年4月30日までの4年間でございます。

ここで、山田議員の経歴につきまして、若干申し上げさせていただきます。

山田議員は、現在、別海町中春別東町126番地にお住まいで、昭和21年9月2日生まれの64歳でございます。

昭和44年4月から平成14年3月まで、中春別農業協同組合に勤務されております。そして、平成15年5月に別海町議会議員に初当選され、現在3期目でございます。

議会におきましては、総務建設常任委員会委員、文教厚生常任委員会委員、議会広報特別委員会委員、根室北部消防事務組合議会議員、行財政改革調査特別委員会委員、産業常任委員会委員などを歴任されておられます。

山田議員は、係数にも明るく、識見豊かな方でございますので、監査委員に任命をいたしたく御提案申し上げる次第でございますので、御同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長(渡邊政吉君) 同意第4号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本件について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(山田議員 着席)

◎日程第14 議案第32号

○議長(渡邊政吉君) 日程第14 議案第32号工事請負契約の締結について、東宮城地区農道春光橋架換工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(小守 正君) 議案第32号の内容説明を申し上げます。

議案の1ページをお開きください。

議案第32号工事請負契約の締結について。

本件は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条の第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案の本文を朗読いたします。

1、契約の目的、東宮城地区農道春光橋架換工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、9,082万5,000円、うち消費税及び地方消費税額432万5,000円。

4、契約の相手方、野付郡別海町別海130番地の18、寺井建設株式会社、代表取締役寺井範男。

次に、本工事契約に至る経過と結果について御説明を申し上げます。

入札は4月27日に執行しております。当日は、株式会社別海、島影建設株式会社、寺井建設株式会社、高玉建設工業株式会社の4社による競争入札を行い、1回目の入札で落札をいたしました。最高入札価格は9,116万1,000円、最低入札価格は9,082万5,000円で、最低入札者であります本案の寺井建設株式会社と現在仮契約中であります。

なお、工期につきましては、本契約の翌日から平成23年12月9日までとしております。

工事の概要につきましては、議案資料で説明いたします。別冊の議案資料の1ページをお開きください。

こちらは工事の場所でございますが、国道272号、産業道路の釧路へ向かう西側、この図面の上の方向となります。こちらと国道243号の西春別方面へ向かう南側、図面の左方向の中央の赤い実線部分でございます、熊川にかかる橋梁部分が施工場所となります。

工期につきましては、平成23年12月9日まで、工事の内容は、橋梁が延長22メートル40センチで幅員が4メートル、上部工は単純PC中空床版橋、下部工は逆T式橋台、改良延長は220メートル12センチ、車道幅員が4メートルというものでございます。

次の2ページ以降につきましては、橋梁一般図と3ページにつきましては土工定規図となりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第32号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第32号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議会広報特別委員会の設置について

○議長（渡邊政吉君） 日程第15 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

議会の活動状況を町民の皆様に周知し、町民とともに歩む議会活動の推進を図るため、これまで議会だよりを発行してまいりました。今期においても議会だよりを継続して発行いたしたいと思っております。

お諮りいたします。

議会広報の編集、発行等に必要な調査を行い、別海議会だよりを発行するため、6名の委員で構成する議会広報特別委員会を調査が終了するまでの間、設置したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報の編集、発行等に必要な調査を行い、別海議会だよりを発行するため、6名の委員で構成する議会広報特別委員会を調査が終了するまでの間、設置することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

まず、1番木嶋悦寛議員、3番森本一夫議員、4番今西和雄議員、5番西原浩議員、12番松原政勝議員、15番中村忠士議員、以上6名を指名いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました6名の議員を議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選を行っていただきます。直ちに委員会室3を使用願います。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時12分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中の議会広報特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。

委員長に中村忠士委員、副委員長に西原浩委員、以上のとおり互選されました。

◎日程第16 委員会開催の承認について

○議長（渡邊政吉君） 日程第16 委員会開催の承認についてを議題といたします。

内容については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

委員会開催については、委員長申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長申し出のとおり承認することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で、平成23年第3回別海町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時14分

◎町長あいさつ

○議長（渡邊政吉君） 町長あいさつ。

○町長（水沼 猛君） 臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会におきましては、議長、副議長、そして各委員会の構成も固まりまして、早速、議案1件と同意案件2件の御決定を賜りました。心から厚く御礼を申し上げます。

議会も本日からいよいよ本格的な始動となりましたが、議員各位におかれましては、渡邊議長、安田副議長を中心に、それぞれの委員会活動を通じながら議員としての責務を全うされますよう心からお願いを申し上げる次第でございます。

私といたしましても、自治基本条例に定められた役割と責務をしっかりと果たしながら、今後とも公正かつ誠実に、そして全力を挙げてまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を心からお願いを申し上げます。

なお、4月以降空席になっております産業振興部長、建設水道部長のポストを含めた職員の人事につきましては、6月1日付の発令に向け準備を進めておりますので、町民の皆様にも御心配をおかけしておりますが、いまして少し時間をいただきたいと思っております。

また、本年度の当初予算につきましては、統一地方選挙ということもありまして、いわゆる骨格予算として編成させていただいておりますので、6月の定例会におきまして、補

正予算による肉づけを予定をしております。

あわせて本年度の行政執行方針、並びに教育行政執行方針につきましても、6月定例会で明らかにさせていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、ここで2点ほど御報告をさせていただきたいと思っております。

まず1点目については、町立別海病院の医師の状況についてでございます。既に新聞で報道されておりますが、御夫婦で別海病院に勤務をされていた高橋内科医、高橋小児科医御夫婦が、本年4月末日をもって退職となりました。本町につきましては、お産を継続していくために新生児診療ができる小児科医の確保を目指しておりましたが、現在は高度な医療を行う周産期センターにおきましても安定的な医師確保が難しい状況になっております。このようなことから、当面は正常分娩のみを取り扱うこととし、今後においても新生児診療ができる小児科医の確保は難しいことには変わりはありませんが、通常の小児科診療ができる医師の確保に全力を挙げてまいりたいと考えております。

また、10月から外科の常勤医が欠員となっております。その間、地域医療振興協会の出張医で対応してまいりましたが、6月1日から鹿児島県種子島で診療をされていた渡邊俊明さんに外科常勤医として勤務をしていただくことになりました。年齢は50歳で、富山大学医学部を卒業され、最近は離島などの地域医療を中心に活動しておられた方でございます。

なお、地域医療振興協会からは、平成22年4月より最大2年間の外科、小児科の出張医を派遣していただくことになっておりましたが、常勤の外科医が確保されたことや、今回の東日本大震災により被害を受けた協会グループの病院を支援しなければならなくなったことにより、外科は5月いっぱい、小児科は6月いっぱいまでの支援となったところでございます。小児科につきましては常勤医が不在であり、7月からは札幌医大からの出張医のみとなることから、今後も全力を挙げて医師確保に務めてまいりたいと考えております。

次に、先日開催されましたジャンボホタテまつりについて御報告を申し上げます。

第2回目となります別海町ジャンボホタテまつりが、この連休の5月3日、4日、別海町観光協会主催により開催されました。当日は、いささか寒く、風も大変強い残念な状況でありましたが、両日で5,000人を超える観客の御来場があったと聞いているところでございます。

このまつりにつきましては、連休中の一つのイベントとして実施され2年目となりましたが、遠くは札幌市や道内各地からの来場もありまして、今後も地域のイベントとして定着していただければと考えているところでございます。

別海町観光協会主催のこのイベントに対しましては、町といたしましても支援をしてまいりたいと考えておりますが、ことしのイベントを主催された皆様方や地元を初め議員各位の御協力にも感謝を申し上げまして報告といたします。

報告については、この2点でございます。

次に、今後の日程についてでございますが、本年第2回の定例会の開催を6月の第4週目の21日火曜日からお願いをしたいと思いますと考えております。日程が固まり次第、改めてお知らせをしたいと思います。議員の皆様におかれましてはそれぞれお忙しい時期となりますが、万障繰り合わせの上、御参集賜りますようお願いを申し上げます。

終わりになりますが、この臨時会終了後、このたび再任に同意をいただきました磯

田副町長にあいさつの時間をいただきたくお願いを申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） ここで、御連絡を申し上げます。

副町長からあいさつの申し出がありますので、議員の皆様はいま少しそのままお待ちを願いたいと思います。

◎副町長あいさつ

○議長（渡邊政吉君） それでは、副町長。

○副町長（磯田俊夫君） このたび議会の御同意をいただきまして、再度、副町長として仕事をさせていただくことになりました。私にとって大変身に余る光栄であると同時に、責任の重さに身が引き締まる思いでございます。

現在の地方自治制度は、地方分権の大きな流れの中で、明治維新、それから戦後以来の第3の変革期であると言われております。限られた財源や職員数の中で町民の声にこたえていくにはどうすればよいのか、大変難しい状況にあります。このような中で、微力ではありますが、水沼町長を支えて、職員の方々と一緒になって悩み、そして汗をかきながら第6次総合計画の実現に向けて誠心誠意努力をしてみたいと思います。

つきましては、議員各位並びに町民の皆様方のさらなる御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども就任のごあいさつにさせていただきます。

向こう4年間、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（渡邊政吉君） 以上で終わります。

皆様、大変御苦労さまでした。

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

臨時議長

議員

議員

議員